

公益財団法人広島県体育協会 加盟規程

第1条 公益財団法人広島県体育協会定款（以下「定款」という。）第3章第9条第1項の規定により、加盟団体に関する規程を定める。

第2条 加盟団体は、毎年3月末日までに、翌年度の事業計画、予算書ならびに役員名簿を提出し、また事業終了後は、その年度の事業報告ならびに収支決算を報告しなければならない。

第3条 定款第3章第7条による加盟団体の分担金はつぎのとおりとする。

(1) 競技団体

ア 加盟競技団体

- | | | |
|---|----------|--|
| A | 120,000円 | 陸上、水泳、サッカー、バレーボール、軟式野球、ゴルフ |
| B | 80,000円 | 柔道、剣道、ソフトボール、バスケットボール、ソフトテニス |
| C | 60,000円 | 弓道、ラグビー、ハンドボール、テニス、卓球、セーリング |
| D | 40,000円 | 相撲、ボクシング、レスリング、フェンシング、ホッケー、バドミントン、体操、自転車、馬術、ウエイトリフティング、クレール射撃、ライフル射撃、ボート、カヌー、スキー、スケート、アイスホッケー、山岳、アーチェリー、空手道、銃剣道、ボウリング、なぎなた |
| E | 20,000円 | エスキーテニス、合気道、少林寺拳法、ゲートボール、綱引、武術太極拳、トライアスロン、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス |

イ 準加盟競技団体

- | | | |
|--|---------|------------------|
| | 10,000円 | パワーリフティング、ドッジボール |
|--|---------|------------------|

(2) 地域団体

- | | | |
|---|----------|--------------------------------|
| A | 700,000円 | 広島市 |
| B | 300,000円 | 福山市 |
| C | 200,000円 | 呉市 |
| D | 150,000円 | 尾道市、東広島市 |
| E | 100,000円 | 三原市、廿日市市 |
| F | 80,000円 | 三次市、府中町 |
| G | 60,000円 | 竹原市、府中市、庄原市、大竹市、安芸高田市、江田島市、海田町 |
| H | 40,000円 | 熊野町、北広島町 |
| I | 30,000円 | 坂町、安芸太田町、大崎上島町、世羅町、神石高原町 |

(3) 学校団体

- | | | |
|---|---------|-------------|
| A | 50,000円 | 広島県高等学校体育連盟 |
| B | 30,000円 | 広島県中学校体育連盟 |
| C | 10,000円 | 広島県小学生体育連盟 |

第4条 加盟団体は、毎年5月末日までに、前条第1項による分担金を納付しなければならない。

第5条 新たに加盟しようとする団体は、その代表者より、次の書類を本会会長に提出しなければならない。

(1) 加盟申請書

(2) 事務所所在地

- (3) 規約
- (4) 所属加盟団体組織一覧表
- (5) 役員名（役名，氏名，住所，勤務先）
- (6) 前年度事業概要
- (7) 当年度事業予定表
- (8) 当年度収支予算書

第6条 加盟の承認を得た団体は，直ちに本規程第3条による分担金を納入しなければならない。

第7条 加盟団体が脱退する場合は，脱退届，脱退理由書を提出しなければならない。

附 則

この加盟規程は，平成3年6月1日から施行する。

附 則

この加盟規程は，平成4年4月1日から施行する。

附 則

この加盟規程は，平成5年4月1日から施行する。

附 則

この加盟規程は，平成7年5月31日から施行する

附 則

この加盟規程は，平成8年5月31日から施行する。

附 則

この加盟規程は，平成9年5月26日から施行する。

附 則

この加盟規程は，平成12年4月1日から施行する。

附 則

この加盟規程は，平成16年3月26日から施行する。

附 則

この加盟規程は，平成18年4月1日から施行する。

附 則

この加盟規程は，公益財団法人広島県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

この加盟規程は，平成25年4月1日から施行する。